

第10期益田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

高齢者が自分自身の意思で自分らしく生きられるよう支援すること「自立(自律)支援」を基本理念として、住み慣れた地域で安心して生きがいと役割を持って暮らせるよう地域で支え合うまちを目指し、市全体の高齢者福祉の方向性や介護保険の適用・適用外に限らず福祉推進のための施策を示した総合的な計画として策定する。

(2) 計画の位置づけ

老人福祉法および介護保険法に基づいて作成するもの。

「老人福祉法」抜粋
第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
「介護保険法」抜粋
第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

「地域福祉計画」を上位計画とし、「健康増進計画」、「障がい者基本計画」等関連する諸計画との整合性を図る。

(3) 計画の期間 3年間（令和9年度～令和11年度）

2 計画策定のスケジュール

高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
令和8年 4月	
5月	
6月	
7月	
8月	介護保険運営協議会（3回開催）
9月	
10月	
11月	
12月	12月議会（報告）
令和9年 1月	パブリックコメント実施
2月	
3月	介護保険運営協議会 策定

※他課が作成する計画と併せて、福祉計画等策定検討委員会を2回開催予定（4月、12月議会前）